



# 埼玉県報

第341号  
令和4年(2022年)  
8月30日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

### 訓令

- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

### 告示

- 埼玉県第5次県庁LAN構築及び運用保守業務委託に関する落札者等の公示(情報システム戦略課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示(衛生研究所)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 県道寄居岡部深谷線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 県道越谷流山線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの代表者変更に関する告示(捜査第四課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇五九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「環境管理事務所長（西部）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和四年七月十六日から適用する。

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇五八

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「をしてしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしてしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「をしてしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしてしている職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一三―五九

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十三号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

## 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一八一―一四

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一―一六）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改め、同条第一号中「において」の下に「当該非常勤職員又はその配偶者が」を加え、「非常勤職員に限る」を「場合に限る」に改め、同条第二号中「当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期を「当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用された日」を「採用の日」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第一項中「いずれかの場合」の下に「（条例第二条の三第三号の規定による育児休業をしたことがない場合に限る。）」を加え、同条第一号及び第二号中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 条例第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当した場合

第七条（見出しを含む。）中「第二条の四」を「第二条の四第二号」に改め、同条中「前条中」の下に「第二条の三第三号の規定」とあるのは「第二条の四の規定」と、「」を加え、「一歳六か月到達日」を「一歳六か月到達日」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改める部分に限る。）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「始まる日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、二週間前）」を、「満了する日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、二週間前）」を加える。

第十七条第四項を削り、同条第五項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

別表第六を次のように改める。

別表第6（第17条関係）

表

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校名.....  
職名.....  
氏名.....

次のとおり育児休業の承認を請求します。  
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。） ..... .....	
	3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		



## 裏

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。

別表第六の四を次のように改める。

## 育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....

職 名.....

氏 名.....

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考第一項第一号1)の2)及び第二号1)の2)中「第十六条の二」を「第十条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「をしてしている学校職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしてしている学校職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「をしてしている学校職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）」を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしてしている学校職員」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

## 規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、有効期間の更新」を削る。

第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の項、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の項及び免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の項を削る。

第三条第一項第一号及び第四号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項中「、免許法第五条第二項又は免許法附則第八項の適用を受ける者である場合にあつては免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習修了等証明書」という。)を」を削り、同条第三項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第六号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四項中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第三項」を「第二項」に改め、同項第一号及び第二号口中「、以下同じ。」を削り、同項第七号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。第五条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項第一号中「教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第九)」を加え、同条第四項中「この項において」を削る。

第五条の二第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第一号中「教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第五)」を加え、同項第二号口中「免許状等受得証明書」の下に「(様式第六)」を加え、同号八中「、以下同じ。」を削る。

第五条の三中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第五条の四第一項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第三項中「特別非常勤講師届出書」の下に「(様式第十三)」を加える。

第六条第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四号中「、以下同じ。」を削る。

第十一条第二項中「教科に関する証明書」の下に「(様式第十五)」を加える。第五章を削る。

第二十一条第一項第一号中「様式第二十五、正副各一通とする。」を「様式第十八」に改め、同項第二号中「様式第二十六」を「様式第十八の二」に改め、第六章中同条を第十二条とする。

第二十二条第一項中「様式第二十七」を「様式第十九」に改め、同条第二項中「様式第二十八」を「様式第二十」に、「様式第二十九」を「様式第二十一」に改め、同条を第十三条とする。

第二十三条第一項中「様式第三十」を「様式第二十二」に改め、同条第二項中「様式第三十一」を「様式第二十三」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「様式第三十二」を「様式第二十四」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「埼玉県」を削り、同条第三項を削り、同条を第十六条とする。

第二十六条を第十七条とする。

第六章を第五章とする。

様式第六中「~~第12条~~—~~第17条~~」を削る。

様式第十八から様式第二十四までを削る。

様式第二十五中「(第21条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第十八とする。

様式第二十六中「(第21条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第十八の二とする。

様式第二十七中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第十九とする。

様式第二十八中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十とする。

様式第二十九中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十一とする。

様式第三十中「(第23条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第二十二とし、同様式の次に次の様式を加える。



教育職員免許状授与証明書

本籍地  
氏名  
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第三十一を削る。

様式第三十二中「(第24条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第二十四とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（埼玉県教育委員会が授与したものに限り、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第十条第一項又は第十一条第四項により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合の出願の手続については、教育職員の免許状に関する規則第三条及び第四条の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会教育長が別に定めるものとする。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県訓令第九号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「始まる日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、二週間前）」を、「満了する日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、二週間前）」を加え、同条第四項中「育児休業条例第三条第四号の規定により再度の育児休業をしようとするとき又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、「育児休業承認請求書又は」を削る。

様式第十三号の二及び様式第十三号の五を次のように改める。

様式第13号の2（第14条の2関係）

表

育児休業承認請求書		年 月 日
埼玉県知事 様		所属所名 職 名 氏 名
次のとおり育児休業の承認を請求します。 育児休業の期間の延長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長  （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

## 裏

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属所名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には☑印を記入すること。

様式第13号の5（第14条の2関係）

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名  
職 名 氏 名

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第二十号中

〔市  
職〕

を

〔市  
職〕

に改める。

様式第二十一号(表)中

〔市  
職〕

を

〔市  
職〕

に、

〔市  
職〕

を

〔市  
職〕

に

改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県職員服務規程に定める様式の用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。



## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「始まる日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、二週間前）」を、「満了する日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、二週間前）」を加え、同条第四項中「育児休業条例第三条第四号の規定により再度の育児休業をしようとするとき又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、「育児休業承認請求書又は」を削る。

様式第十九号の二を次のように改める。

様式第19号の2（第17条の2関係）

表

育 児 休 業 承 認 請 求 書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		所属所名 職 名 氏 名
次のとおり育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ま す 。 育 児 休 業 の 期 間 の 延 長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長  （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。） <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

## 裏

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属所名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には☑印を記入すること。

様式第十九号の五を次のように改める。

様式第19号の5（第17条の2関係）

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名  
職 名 氏 名

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第二十七号中「中」を「中」に改める。

様式第二十八号(表)中「中」を「中」に、「中」を「中」に

改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育局等職員服務規程に定める様式の用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県第5次県庁LAN構築及び運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ  
ワー

5 落札金額

1,980,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年4月22日



## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年八月三十日

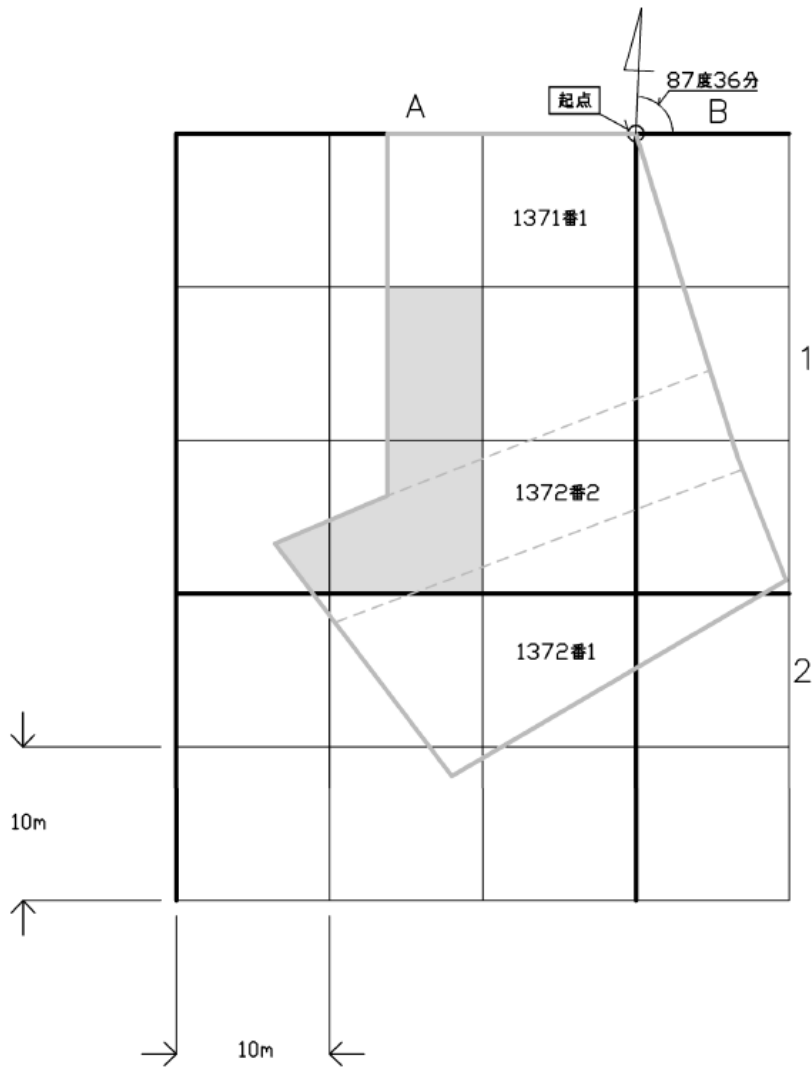
埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市早瀬二丁目千三百七十一番一の一部、千三百七十二番一の一部及び千三百七十二番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

別図



起点  
起点は埼玉県戸田市早瀬二丁目1371番1  
の最北端とする。

格子の回転角度 87度36分

形質変更時要届出区域に指定する区画

敷地境界

地番境界

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科	医療法人社団睦和会	朝霞市東弁財一―五―一八 カロータ二F	令和四年六月一日
医療法人社団出産相扶会 松田母子クリニック	医療法人社団出産相扶会	所沢市本郷一〇八〇―五	令和四年七月一日
あんどこどもクリニックふじみ野	医療法人せせらぎ	ふじみ野市福岡二―一―六イ オンタウンふじみ野三階	令和四年七月一日
なすはらクリニック	南須原 洋一	深谷市岡二七五七―三	令和四年七月一日
水野医院	水野 究紀	秩父市山田二〇二四―一	令和四年六月二十日
木ノ内在宅クリニック	木ノ内 勝士	桶川市下日出谷西三―一四 ―一三	令和四年七月一日

A	訪問看護ステーション RASHIS	北本スマイル薬局	局 山中店	有限会社ひかり薬 局 山中店	店 調剤薬局 マツモト キヨシ 入間野田	ユ 調剤薬局 ソレイ 薬品	口店 調剤薬局 マツモト キヨシ 戸田駅西	石原薬局	店 調剤薬局 マツモト キヨシ 埼玉伊奈	調剤薬局 マツモト キヨシ 南栗橋店	喜店 まごころ薬局 久	はしば歯科クリニ ック
	NOA・JAP AN株式会社	株式会社エアリ ーファーマシー	薬局	有限会社ひかり 薬局	株式会社マツモ トキヨシ	株式会社マーレ 薬品	株式会社マツモ トキヨシ	石原薬局株式会 社	株式会社マツモ トキヨシ	株式会社マツモ トキヨシ	千葉株式会社	医療法人社団星 翔会
	所沢市小手指町一〇一 一沖田ビル二F	北本市北本三十三	北本市山中一五一一三	北本市山中一五一一三	入間市野田八九四一一	所沢市東住吉一五二一 Le Solei 紫峰一F一B号 室	戸田市新曾七九三	鴻巣市八幡田八三四一四一二	北足立郡伊奈町小室七八九一 三四	久喜市南栗橋一〇九一五	久喜市栗原二一三一二九	○
	一日	令和四年八月 一日	令和四年七月 一日	令和四年七月 一日	令和四年八月 一日	令和四年八月 一日	令和四年七月 一日	令和四年七月 一日	令和四年七月 一日	令和四年七月 一日	令和四年八月 一日	令和四年五月 一日

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
土方 信行		土方整骨院	所沢市東所沢一―三―三	令和四年九月一日
林 弘枝		リカバリー亀戸治療室	東京都江東区亀戸六―五五―二〇	令和四年七月七日
田島 もも		らくらく倶楽部	熊谷市銀座一―九四	令和三年四月一日
菊地 正修		KEIROW 川越ステーション	川越市霞が関北二―六―一―一〇三	令和四年七月二十一日
		KEIROW 入間ステーション	入間市東藤沢四―一六―一―二―二〇二	令和四年七月二十一日

二 指定施術機関

訪問看護ステーションかえで北本	株式会社アクテ イ群馬	北本市宮内一―一四	令和四年七月一日
訪問看護ステーションあやめ児玉	株式会社ファーストナース	四山田ハウスⅢ 一号棟	令和四年七月一日
行田訪問看護ステーション	医療法人社団清幸会	行田市富士見町二―一六―一―六六沢コーポ二〇一号	令和四年四月一日
訪問看護ステーションあやめ飯能	株式会社ファーストナース	飯能市岩沢八四六―二サニ―プレイスB一〇一号室	令和四年七月一日

中嶋 優太	金子 真也
院 ベ ス ト リ ハ 鍼 灸	マ ッ サ ー ジ ひ ま わ り
○ 五 ― 一 五 パ レ ヴ ェ ー ル 文 京 二	朝 霞 市 膝 折 町 四 ― 八 ― 五 三 ク ラ ウ ン ロ イ ヤ ル 三 〇 五
一 日 令 和 四 年 八 月	一 日 令 和 四 年 七 月

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
とがさきクリニックス	名称	みさと耳鼻咽喉科医院	とがさきクリニックス
ラウレア歯科矯正歯科クリニック	名称	ラウレア歯科クリニック	ラウレア歯科矯正歯科クリニック
幸せの羽訪問看護ステーション	所在地	北葛飾郡杉戸町清地 一〇一七	北葛飾郡杉戸町堤根 四四三六一
リハビリこんぱす訪問看護ステーション	所在地	春日部市八丁目四二 二一	春日部市薄谷七八

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
清宮 忠	施術所	久喜市中央二一四 一八コバヤシ第二ビル一〇二	久喜市久喜中央二一四 一六コバヤシハウス二〇三
	所在地		

劍持 裕		石井 直人		鈴木 明		矢坂 晶		氏 名
施術所		施術所		施術所		施術所		変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	
第二ビル一〇二	久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ テーション	二	久喜市久喜中央二 ―四―二八―一〇 テーション	第二ビル一〇二	久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ テーション	宿台一―一―二	北足立郡伊奈町内 訪問鍼灸アルク	変 更 前
ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ 訪問鍼灸マッサージ KEiROW久喜ス テーション	ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ 訪問鍼灸マッサージ KEiROW久喜ス テーション	ハウス二〇三	久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ 訪問鍼灸マッサージ KEiROW久喜ス テーション	五 宿台一―一―二―	北足立郡伊奈町内 訪問鍼灸マッサージ KEiROW伊奈町 ステーション	変 更 後



日吉 彩		氏 名
施 術 所		変 更 事 項
所 在 地	名 称	
二   四   二 八   一 〇	久喜市久喜中央二 テ ー シ ョ ン K E i R O W 久喜ス	変 更 前
五   四 四	上尾市原市一四二 ベ ス ト 治 療 院	変 更 後

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
仲町眼科	上尾市谷津二―一―一ショールサンプラザ五F	令和四年六月三十日
朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科	F 朝霞市東弁財一―五―一八カロータニ	令和四年五月三十一日
医療法人財団 宝積会 大木記念女性のための菊池がんクリニック	所沢市荒幡二―一―一	令和四年六月三十日
松田母子クリニック	所沢市本郷一〇八〇―五	令和四年六月三十日
医療法人社団泰明会 中村眼科	狭山市新狭山二―一〇―一五	令和四年六月三十日
あんどこどもクリニック ぶんふじみ野	ふじみ野市福岡二―一―一六イオンタウンふじみ野三階	令和四年六月三十日

水野医院	秩父市山田二〇二四―一	令和四年六月十九日
高田医院	日高市猿田一―一六―一	令和四年六月三十日
はしば歯科クリニック	春日部市一ノ割一―一三―二〇	令和四年四月三十日
医療法人社団 那由多会 井上歯科医院	入間郡三芳町北永井三―六	令和四年六月三十日
調剤薬局 マツモトキヨシ 南栗橋店	久喜市南栗橋一―九―五	令和四年六月三十日
調剤薬局 マツモトキヨシ 埼玉伊奈店	北足立郡伊奈町小室七八九―三四	令和四年六月三十日
オレンジ薬局	上尾市宮本町三―二A―GEOタウン シテイタワー一―一〇	令和四年七月二十日
石原薬局	鴻巣市八幡田八三四―四―二	令和四年六月三十日
染川薬局	戸田市下前一―九―二五	令和四年七月十日
調剤薬局 マツモトキヨシ 戸田駅西口店	戸田市新曾字柳原七九三	令和四年六月三十日
行田訪問看護ステーション	行田市須加一五六三	令和四年三月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団賢雅会 しおどめ 歯科クリニック	八潮市南川崎 一九二一一	医療法人社団 賢雅会	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	令和四年八月一日
あおば薬局 戸田公園	戸田市新曽南 二一四一八	有限会社たがら薬局光が丘店	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十六年一月一日
創健薬局 東みずほ台店	富士見市東みずほ台三一二 四一三二二	有限会社たけなが薬局	居宅療養管理指導	令和四年七月十五日
めぬま整形外科 通所リハビリテーションセンター	熊谷市妻沼東 四一六六一五	医療法人社団 幸豊会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和二年四月一日
ブレーメン薬局 幸手店	幸手市幸手二 八〇〇一	株式会社ウイズ	介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
リハビリこんぱす 訪問看護ステーション	事業所所在地	春日部市八丁目四二二―一	春日部市薄谷七八	訪問看護 介護予防訪問看護
居宅介護支援事業 所青い鳥	事業所所在地	入間市宮寺五八六	入間市宮寺二四一七	居宅介護支援
幸せの羽訪問看護 ステーション	事業所所在地	北葛飾郡杉戸町清地一―一〇―七	北葛飾郡杉戸町堤根四四三六―一	訪問看護 介護予防訪問看護
日生薬局 和光店	事業所所在地	東京都新宿区河田町三一〇	東京都新宿区市谷仲之町三一―一九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ニチイケアセンター 和光みなみ	事業所所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	通所介護

ニチイケアセンター 和光	ニチイケアセンター 新座	ニチイケアセンター 朝霞台	ニチイケアセンター 朝霞東	ニチイケアセンター 朝霞	ニチイケアセンター 鶴馬	ニチイケアセンター 東松山
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九
東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六
訪問介護 通所介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護 居宅介護支援	小規模多機能型居宅 介護 介護予防小規模多機 能型居宅介護	訪問介護

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター東松山	東松山市松本町一八〇一八号一階	居宅介護支援	平成三十年十二月一日
加須市社協騎西ヘルパーステーション	加須市根古屋六三三二	居宅介護支援	平成二十二年三月三十一日
ふくしあ吉川	吉川市川野七五二	通所介護	平成二十八年三月三十一日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
令和4年7月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額  
57,862,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年5月31日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ケ谷戸三百九十八番外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年四月二十日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百七十七平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年八月十九日

二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）コジマNEW北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

（変更後）コジマ×ビックカメラ北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

### ハ 変更年月日

令和四年五月二十八日

### ニ 届出年月日

令和四年八月十九日

### 二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三〇台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで（一部午前八

時三十分から午後十時まで）

駐車場二 午前八時三十分から午後十時まで

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで（一部午前八

時三十分から午後十時まで）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和五年四月二十日

#### ニ 届出年月日

令和四年八月十九日

#### 二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 寄居岡部深谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>深谷市本郷字渡瀬西一八七〇番一地从先から 同市本郷字中村一七〇五番一地从先まで</p>	区 間
一一・二〇	七・三〇〇～一〇・二二〇	敷地の幅員 (メートル)
	四六〇・〇〇	延長 (メートル)
		備 考



## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">越谷市東町三丁目四三二番二地先から 同市東町三丁目四五九番一地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">一七・二〇〇 二六・二〇〇</p>	<p style="text-align: center;">一三・三〇〇 一七・〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二五九・〇〇</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和四年七月二十六日

指令川建セ第〇三〇一七二号

#### 二 検査済証番号

令和四年八月二十四日

川建セ第〇四〇〇七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字南稻塚千九百九十八番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第140号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定している公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年8月30日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする年月日
代表者の氏名	原口 和久	富岡 勝則	令和4年8月30日

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社ベストケア・パートナーズ みつばメゾン武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区鹿手袋 四丁目四番一号
老人ホーム	医療法人エレンソル メディケアハイムみさと	埼玉県三郷市田中新田二百七 十七番三
病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	埼玉県加須市上高柳千六百八 十番地